

令和6年度

鋼橋上部架設工事における簡易型総合評価落札方式の試行について

簡易型総合評価落札方式「専門工事タイプ【鋼橋上部架設】」の試行

技術力による適正な競争と品質の確保を目的とし、令和6年度より鋼橋上部架設工事について「総合評価落札方式」を試行することとした。

○ 実施日：令和6年4月1日公告より適用

令和6年度 専門工事タイプ【鋼橋上部架設（施工計画審査タイプII型相当）・（施工実績審査タイプ相当）】評価項目【札幌建設管理部】

表E

技術評価項目	評価基準	専門工事タイプ 【鋼橋上部架設 （施工計画審査タイプII型相当）】		専門工事タイプ 【鋼橋上部架設 （施工実績審査タイプ相当）】						
		評価点	配点	配点	小計					
簡易な 施工計 画	①工程管理に係わる 技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点	5.00	10.00 2項目指定	-					
	②品質管理に係わる 技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点	5.00							
	③施工上の対処すべき 技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点	5.00							
企業の 施工能 力等	工事施行成績 建設管理部発注工事 の当該工事と同じ入 札参加資格による工 事施行成績の平均点	ランク		7.75	7.75					
		97点≦ 平均点	7.75							
		95点≦ 平均点 < 97点	7.60							
		93点≦ 平均点 < 95点	7.50							
		91点≦ 平均点 < 93点	7.00							
		89点≦ 平均点 < 91点	6.50							
		87点≦ 平均点 < 89点	6.00							
		85点≦ 平均点 < 87点	5.50							
		83点≦ 平均点 < 85点	5.00							
		81点≦ 平均点 < 83点	4.50							
79点≦ 平均点 < 81点	4.00									
77点≦ 平均点 < 79点	3.50									
平均点 < 77点	3.00									
北海道建設部工事等優秀者表 彰	過去3年間に表彰あり（各建設管理部で年1回適用） ※道建設部工事等優秀者表彰（入札参加資格ごと）、道新技術・新製品開発賞	0.50	0.50	0.50	0.50					
建設管理部工事優良企業表彰	過去2年間に表彰あり（受賞した建設管理部で年1回適用）（別表13）	0.50	0.50	0.50	0.50					
ISOマネジメントシステムの 取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00	0.50	0.50	0.50					
地域精通度 （施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績（別表1）	1.50 1.00 0.50 0.00	1.50	1.50	1.50					
配置予 定技術 者	主任（監理）技術者の資格 技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士 有資格期間10年以上の二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 有資格期間5年以上の二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 上記以外	1.00	1.00	2.00	2.00					
		0.75								
		0.50								
		0.25								
		0.00								
工事に適用される追加資格	工事に適用される追加資格（別表11）	0.25								
主任（監理）技術者の継続教 育	CPDの証明あり（評価単位以上取得）（別表12）	0.50	0.50	0.50	0.50					
主任（監理）技術者の建設管 理部優秀現場代理人表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部内の兼任工事を重複評価しない）	0.50	0.50	0.50	0.50					
担い手 の育 成・確 保	技術者の追加配置 一級土木（建設機械）施工管理技士又は二級土木（建設機械）施工管理技士の追加配置あり（別表3）	0.50	0.50	2.75	2.75					
		0.00								
		項目数は3項目以上、配点に応じて適宜設定				2.25	2.25			
		技術職員の育成・確保 ①又は② の 大きい方	①若年技 術職員の 育成・確 保			・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者（35歳未満） が1%以上（直近の経営事項審査の「若手の技術者及び技能労働者の育成及び 確保の状況」による） ・上記該当なし	0.50 0.00	0.50	0.50	
			②技術職 員総数の 確保			・技術職員の総数が、同数以上（直近とその前の経営事項審査申請時の技術 職員の総数の比較） ・技術職員の総数の減少数が、1～2人、又は減少率が4%以下（※1） （直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較） ・技術職員の総数の減少数が、3人、又は減少率が6%以下（※1）（直近 とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較） ・上記該当なし	0.50 0.25 0.10 0.00			
			新規の雇用			①新規の雇用あり（札幌建設管理部で年1回適用）（別表4）	0.50 0.00			0.50
			労働環 境改善 雇用環境への 取組			雇用環境への取組あり（①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学金に関する支援の取組）（別表5）	0.25			0.25
		仕事と家庭の 両立支援の取 組	なし 仕事と家庭の両立支援の取組あり（別表5）			0.00	0.00	0.00	0.00	
		高齢者継続雇用	高齢者継続雇用の取組あり（別表5）			0.25	0.25	0.25	0.25	
		女性の活躍支援	女性の活躍支援の取組あり（別表5）			0.25	0.25	0.25	0.25	
		地域技能士の活用	計画あり（別表5）			0.25	0.25	0.25	0.25	
		ICT活用の取組	前年度の「ICT活用工事モデル工事」の完了実績2工事以上 前年度の「ICT活用工事モデル工事」の完了実績1工事			0.25 0.20				
		地域独自 設定項目	人材育成（技術者の育成）の取組あり（別表14）			0.25	0.25	0.25	0.25	
		地域の 守り手 確保	主たる営業所の所在地 工事箇所と同じ地域内での主たる営業所（別表2） ★適用4区分 1:建管内 2:振興局内 3:出張所管内 4:市町村管内			1.00	1.00	4.00	4.00	
						0.50				
0.00										
0.25	0.25			0.25	0.25					
0.00										
項目数は、2項目以上、配点に応じて適宜設定				2.75	2.75					
緊急時の応急措置 の実績	過去5年間に実績あり									
公共土木施設の維 持管理の実績	過去5年間に実績あり ※施工計画審査タイプIは適用除外（別表15）			0.25	0.25					
地域 経済へ の波及	地域企業の活用			適用1 地域内企業の活用比率 20%以上（別表6） 10%以上20%未満 10%未満						
	※地域の実情に 応じて、適用1,2を 選択			適用2 地域内企業の活用計画 あり なし						
地域資材の活用	計画あり（別表7）	0.25	0.25	0.25	0.25					
地域 社会 貢献	多様な雇用への貢 献	なし いずれかに該当あり（①障がい者の就労支援 ②協力雇用主制度）（別表8）	0.00 0.25	0.00	0.25					
	環境対策の認定制 度等	なし 登録又は認証あり	0.00	0.00	0.00					
	地域独自設定項目	地域貢献活動（道内） （別表9）	あり なし							
その他	円滑な事業執行への貢 献 （別表10）	前年度（令和4年度）の当該建設管理部での対象 工事の施工実績により獲得（保有）した申請する 累計ポイント	次年度（令和5年度）の総合評価 簿札方式における加点（1申請 当たり）	2.00	2.00					
		2.00以上の場合	2.00							
		1.75以上2.00未満の場合	1.75							
		1.50以上1.75未満の場合	1.50							
		1.25以上1.50未満の場合	1.25							
		1.00以上1.25未満の場合	1.00							
		0.75以上1.00未満の場合	0.75							
		0.50以上0.75未満の場合	0.50							
0.50未満の場合 実績なし	0.25 0.00									
地域建設業経営環境評価	評価比率 < 0.25	2.00	-	-	-					
	0.25 ≦ 評価比率 < 0.50	1.70								
	0.50 ≦ 評価比率 < 0.75	1.40								
	0.75 ≦ 評価比率 < 1.00	1.10								
	1.00 ≦ 評価比率 < 1.25	0.80								
	1.25 ≦ 評価比率 < 1.50	0.50								
1.50 ≦ 評価比率	0.00									
計（満点）		29.50	19.50							
減点項目	評価基準	配点								
過去6か月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00								
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00								

※ 札幌建設管理部では、担い手の育成・確保、地域の守り手確保の地域独自設定項目は、上表のとおりとする。  
 ※ 札幌建設管理部における共同企業体の取り扱いには、各構成員の評価点の平均点とする。（技術評価項目のうち「北海道建設部工事等優秀者表彰」「建設管理部工事優良企業表彰」「新規の雇用」は除く）  
 ※1 減少数＝（直近の前の技術職員の総数）－（直近の技術職員の総数）  
 減少率＝（減少数）／（直近の前の技術職員の総数）×100%（小数点以下は切捨）

別表 1 地域精通度

技術評価項目		評価基準		配点	適用	
地域精通度	過去15年間の工事箇所と同じ地区での施工実績	適用1	工事箇所が存する建設管理部管内	1.50		
			上記に隣接する建設管理部管内	1.00		
			道内	0.50		
			なし	0.00		
		適用2	工事箇所が存する振興局(石狩or空知)管内	1.50		○タイプ ・II型相当 実績相当 ○地域要件 ・道内
			工事箇所が存する建設管理部管内	1.00		
			道内	0.50		
			なし	0.00		
		適用3	工事箇所が存する建設管理部出張所管内	1.50		○タイプ ・II型相当、 実績相当 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市の場合を除く)
			工事箇所が存する振興局(石狩or空知)管内	1.00		
			工事箇所が存する建設管理部管内	0.50		
			なし	0.00		
		適用4	工事箇所が存する市町村	1.50		○タイプ ・II型相当 実績相当 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市)
			工事箇所が存する振興局(石狩)管内	1.00		
			工事箇所が存する建設管理部管内	0.50		
			なし	0.00		

※ 事業課は札幌市内の会社数が特に多く、これら市内の会社の受注機会を確保するため、札幌市内の工事は札幌市内の施工実績を満点(1.5)とする評価基準とした。

別表 2 地域貢献度

技術評価項目		評価基準		配点	適用	
地域貢献度	主たる営業所の所在地	適用1	工事箇所が存する建設管理部管内	1.00		
			上記に隣接する建設管理部管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00		
		適用2	工事箇所が存する振興局(石狩or空知)管内	1.00		○タイプ ・II型相当 実績相当 ○地域要件 ・道内
			工事箇所が存する建設管理部管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内(道内)	0.00		
		適用3	工事箇所が存する建設管理部出張所管内	1.00		○タイプ ・II型相当 実績相当 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市の場合を除く)
			工事箇所が存する振興局(石狩or空知)管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内(札幌建設管理部)	0.00		
		適用4	工事箇所が存する市町村	1.00		○タイプ ・II型相当 実績相当 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市)
			工事箇所が存する振興局(石狩)管内	0.50		
			工事箇所が存する建設管理部管内	0.00		

※ 事業課は札幌市内の会社数が特に多く、これら市内の会社の受注機会を確保するため、札幌市内の工事は札幌市内の営業所所在を満点(1.0)とする評価基準とした。

別表 3 技術者の追加配置

技術評価項目	留意事項等
技術者の追加配置	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術、技能の承継を図るため一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の資格を有し、他工事の主任(監理)技術者となっていない者を、当該工事の主任(監理)技術者に加えて配置した場合に評価する。</li> </ul> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>求める資格の種類は、一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。 (ガイドライン P70「Ⅳ-3 参考資料」別表ア 参照)</li> </ul> <p>【その他】</p> <p>(ア) 追加配置予定技術者の兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、同一市町村の範囲内とする。</p> <p>(イ) 技術評価項目申請書には追加配置予定技術者を1名記載すること。なお、追加配置技術者は、申請された者の他にも複数名配置できる。また、追加配置技術者の変更は可能であるが、変更後の追加配置技術者は評価基準を満たすこと。</p>

別表 4 新規の雇用

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li> </ul> <p>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を(卒業・修了年度を含む4か年度以内)雇用した企業。</p> <p>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</p> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。(継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)とする。)</li> <li>年齢制限は設けない。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。(公告日が令和6年度の場合、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間)</p> <p>【評価基準】</p> <p>(ア) 札幌建設管理部において年1回の落札まで、申請ができる。 (年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。) (公告日が令和6年度の場合、令和6年4月1日～令和7年3月31日の公告工事で1回限り)</p> <p>(イ) ガイドラインⅢ-3-2-2(2)工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準(イ)(ウ)」と同様の扱いとする(P27(2)ウ参照)</p>

別表 5 地域での選択項目

技術評価項目	留意事項等
雇用環境への取組	<p>【評価対象】            評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。            （ア）道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。            （イ）令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。            （ウ）若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還、又は学生等内定者への奨学金給付の支援に取り組む企業。            ・奨学金返還の支援（代理返還等）、又は奨学金の支給（給付団体への出資を含む）を行っている、又は行う規定を設けている企業。            ・道内市町村の奨学金返還支援制度の認定（登録）がある企業。            ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）のホームページにおいて企業の奨学金返還支援（代理返還）制度に登載されている企業。</p> <p>【評価期間等】            ・（ア）における過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。            （公告日が令和6年度の場合、令和3年4月1日から令和6年3月31日の期間とする。）            ・（ウ）当該年度において、企業のホームページの掲載、求人票、社内規約、及びその他企業の支援があることを確認できる書類（写し）の提出があった企業。            （添付書類で会社名が確認できないものは評価しない。）</p>
仕事と家庭の両立支援の取組	<p>【評価対象】            ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、次のいずれかの企業を評価対象とする。            （認定期間や計画期間の終了日が公告日以降のものを有効）            ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等両立」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。            ・「北海道あったかファミリー応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。            ・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、該当当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。</p>

<p>高年齢者継続雇用</p>	<p>【評価対象】</p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>①令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。</p> <p>②前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。</p> <p>（公告日が令和6年度の場合、令和5年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和6年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和5年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和5年4月1日に雇用し、令和6年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。）</p> <p>また、評価対象の高年齢者は、下記の(ア)から(ウ)のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。</p> <p>(ア)雇用期間の定めのない労働者。</p> <p>(イ)一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同一の状態にあると認められる者。</p> <p>(ウ)日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上(ア)と同様の状態にあると認められる者。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者には、下記の(ア)～(ウ)のいずれかの書類の提出を求める。</li> <li>(ア)健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。</li> <li>(イ)雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。</li> <li>(ウ)雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。</li> </ul>
<p>女性の活躍支援</p>	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の審査において評価された企業。</li> <li>・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。（認定期間の終了日が公告日以降のものを有効）</li> <li>・「北海道なでしこ応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。（認定期間の終了日が公告日以降のものを有効）</li> <li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。（計画期間の終了日が公告日以降のものを有効）</li> </ul>

地域の技能士等の活用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌建設管理部管内に居住する技能士・基幹技能者又は登録基幹技能者を1名以上活用する計画を評価対象とする。</li> <li>評価対象とする職種は、発注者において特に指定はしないが、入札参加者が計画した職種が、当該工事の作業内容に応じた職種に該当しているものを評価対象とする。</li> </ul> <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該工事施工中に、監督員が段階確認などの立会時に合わせて、1名以上の技能士・基幹技能者又は登録基幹技能者の本人確認と作業状況を確認することを原則とし、その確認状況を受注者が写真撮影し、施工計画書に添付するものとする。ただし立会時に技能士が作業していないなど監督員による作業状況等の確認が困難な場合は、受注者が技能士の本人確認及び作業状況を写真撮影し、施工計画書に添付することにより、確認することができる。</li> </ul>
------------	--

〈高年齢者継続雇用の評価の考え方〉

- 公告日が令和6年度の場合、令和5年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和6年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和5年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和5年4月1日に雇用し、令和6年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。

	R5.4.1 令和4年度	<令和5年度>	R6.4.1 <令和6年度>	【評価の判断】
【考え方】				
ケース1		★ 雇用 (4月1日)		○ (R5.4.1～R6.4.1継続雇用であるため)
ケース2			★ 雇用	× (R5.4.1から雇用していないため不可)
ケース3		★ 雇用		× (R5.4.1から雇用していないため不可)
ケース4	★ 雇用		☆ 退職	× (R6.4.1時点で雇用していないため不可)
ケース5	★ 雇用	☆ 退職	… ★ 再雇用 ☆ 退職	× (継続して雇用していないため不可)
ケース6	★ 雇用			○ (R5.4.1～R6.4.1継続雇用であるため)

別表 6 地域での選択項目（地域経済への波及）

技術評価項目	留意事項等
地域企業の活用	<p>適用 1：地域内企業の活用比率</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合（活用比率）を評価対象とする。</li> <li>・地域内企業とは、札幌建設管理部管内に「主たる営業所」が存する企業とする。</li> </ul> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者から提出される「地域内企業活用比率」（様式-7-2）により評価する。</li> <li>・「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。</li> </ul> $\text{地域内企業活用比率(\%)} = \left\{ \frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right\} \times 100$ <p>（小数点以下切り捨て）</p> <p>                     自社施工額：請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込）                      一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込）                      請負額：入札金額（税込）                 </p> <p>注）元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「主たる営業所」は、ガイドラインⅢ-3-2-5（1）主たる営業所の所在地標準評価項目のAと同様の扱いとする。（ガイドライン P40（1）A参照）</li> </ul> <p>【履行確認】</p> <p>履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。</li> <li>・自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注）と同様の扱いとする。</li> </ul>



別表 7 地域での選択項目(地域経済への波及)

技術評価項目	留意事項等
地域資材の活用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工場所の(総合)振興局管内における工事資材(総合)振興局管内で調達する工事資材)の調達計画を評価対象とする。</li> </ul> <p>なお、(総合)振興局管内における工事資材の調達金額が、工事予定入札額の5%以上となる計画を評価対象とする。</p> <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該工事完了時に、領収書又は発注伝票などにより計画内容の履行状況を確認する。</li> </ul>

別表 8 地域での選択項目(地域社会貢献)

技術評価項目	留意事項等
多様な雇用への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業、又は北海道働き方改革推進企業認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業。 (北海道働き方改革推進認定制度の認定期間の終了日が公告日以降のものを有効とする。)</li> <li>・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 (登録先の保護観察所長が発行する証明書の提出のあった企業。ただし、当該年度において協力雇用主として登録していることを証するものであること。)</li> </ul>
環境対策の認定制度等	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。</li> <li>・評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。</li> <li>・認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。</li> </ul>

別表9 地域での選択項目(その他)

技術評価項目	留意事項等
その他 (地域貢献活動)	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献活動は、「地域イベントの企画と実施及び参加、除雪ボランティア、地域の美化活動など」を対象とする。</li> <li>・過去に下記評価期間の活動に関する北海道、市町村及び学校等からの表彰・感謝状を受けていること又は実施内容が確認できることとする。                      (表彰・感謝状・実績内容については継続が確認出来れば過去3年間にこだわらない)</li> <li>・寄付・寄贈は評価対象外とする。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間の道内での実績を対象とする。</li> </ul>

別表10 地域での選択項目（その他）

技術評価項目	留意事項等																																						
<p>その他 （円滑な事業 執行への貢 献）</p>	<p>【「円滑な事業執行への貢献」の評価方法】 円滑な事業執行への貢献度の評価では、札幌建設管理部発注の当該工事の受注者は、工事の完成年度（令和6年度）の翌年度（令和7年度）の総合評価落札方式の入札において、下記のとおり、札幌建設管理部が指定した重点工事を受注した工事種類により獲得したポイントの累計に応じて申請できる。 ※当該工事に係る①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な瑕疵による修補（損害賠償）請求を受けた場合、①②③の通知日（請求日）以降は、当該工事におけるポイントは無効とする。 なお、施工計画審査タイプI型については、全道枠の工事のため適用しない。 ○当年度（令和6年4月1日以降公告の工事）の工事で獲得できるポイントは、下記のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="507 636 1295 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="507 636 1295 721">札幌建設管理部発注の重点工事 （下記工事で入札公告時等に指定する工事）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="507 721 1184 752">工事の種類</th> <th data-bbox="1184 721 1295 752">ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 752 1184 779">長寿命化指定工事</td> <td data-bbox="1184 752 1295 779">0.50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 779 1184 806">災害復旧工事</td> <td data-bbox="1184 779 1295 806">0.50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 806 1184 833">高度な技術力を必要とする工事</td> <td data-bbox="1184 806 1295 833">0.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 833 1184 860">市街地等で振動・騒音規制区域内の工事</td> <td data-bbox="1184 833 1295 860">0.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 860 1184 887">自然環境に配慮する工事</td> <td data-bbox="1184 860 1295 887">0.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 887 1184 913">僻地工事</td> <td data-bbox="1184 887 1295 913">0.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 913 1184 940">点在型工事</td> <td data-bbox="1184 913 1295 940">0.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 940 1184 1070">その他指定する工事 （緊急工事や発注時期に制限があり、確実な実施が必要と判断される工事などの重要と判断した工事）</td> <td data-bbox="1184 940 1295 1070">0.25 又は 0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※共同企業体の場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できる。</p> <p>○ポイントによる次年度（令和7年4月1日以降の告示の工事）の総合評価落札方式での加点は、下記を予定している。</p> <table border="1" data-bbox="383 1236 1433 1585"> <thead> <tr> <th data-bbox="383 1236 1161 1308">獲得(保有)した申請する 累計ポイント</th> <th data-bbox="1161 1236 1433 1308">総合評価落札方式 における加点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="383 1308 1161 1339">2.00以上の場合</td> <td data-bbox="1161 1308 1433 1339">2.00点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1339 1161 1370">1.75以上2.00未満の場合</td> <td data-bbox="1161 1339 1433 1370">1.75点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1370 1161 1402">1.50以上1.75未満の場合</td> <td data-bbox="1161 1370 1433 1402">1.50点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1402 1161 1433">1.25以上1.50未満の場合</td> <td data-bbox="1161 1402 1433 1433">1.25点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1433 1161 1464">1.00以上1.25未満の場合</td> <td data-bbox="1161 1433 1433 1464">1.00点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1464 1161 1496">0.75以上1.00未満の場合</td> <td data-bbox="1161 1464 1433 1496">0.75点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1496 1161 1527">0.50以上0.75未満の場合</td> <td data-bbox="1161 1496 1433 1527">0.50点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1527 1161 1559">0.50未満の場合</td> <td data-bbox="1161 1527 1433 1559">0.25点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請できる累計ポイントは1件の入札で2.00Pまで、落札するまで申請できる。 例、保有ポイント1.00Pで申請0.75Pし、落札した場合、残ポイント0.25Pを次回に申請できる。</p> <p>※保有しているポイントは、落札まで申請できる。 ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者になった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、残点を評価点とする。 なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。 また、同一入札日で複数申請している工事のうち、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。 ※入札参加者自らが申請したポイントの評価するので、申請ポイントに基づく加点しかされない。（例、累計1.00ポイント保有していても0.5ポイントの申請の場合、0.5点しか加点されない。）</p> <p>※その他の事項については、「札幌建設管理部総合評価方式の運用」を参照</p>	札幌建設管理部発注の重点工事 （下記工事で入札公告時等に指定する工事）		工事の種類	ポイント	長寿命化指定工事	0.50	災害復旧工事	0.50	高度な技術力を必要とする工事	0.25	市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25	自然環境に配慮する工事	0.25	僻地工事	0.25	点在型工事	0.25	その他指定する工事 （緊急工事や発注時期に制限があり、確実な実施が必要と判断される工事などの重要と判断した工事）	0.25 又は 0.50	獲得(保有)した申請する 累計ポイント	総合評価落札方式 における加点	2.00以上の場合	2.00点	1.75以上2.00未満の場合	1.75点	1.50以上1.75未満の場合	1.50点	1.25以上1.50未満の場合	1.25点	1.00以上1.25未満の場合	1.00点	0.75以上1.00未満の場合	0.75点	0.50以上0.75未満の場合	0.50点	0.50未満の場合	0.25点
札幌建設管理部発注の重点工事 （下記工事で入札公告時等に指定する工事）																																							
工事の種類	ポイント																																						
長寿命化指定工事	0.50																																						
災害復旧工事	0.50																																						
高度な技術力を必要とする工事	0.25																																						
市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25																																						
自然環境に配慮する工事	0.25																																						
僻地工事	0.25																																						
点在型工事	0.25																																						
その他指定する工事 （緊急工事や発注時期に制限があり、確実な実施が必要と判断される工事などの重要と判断した工事）	0.25 又は 0.50																																						
獲得(保有)した申請する 累計ポイント	総合評価落札方式 における加点																																						
2.00以上の場合	2.00点																																						
1.75以上2.00未満の場合	1.75点																																						
1.50以上1.75未満の場合	1.50点																																						
1.25以上1.50未満の場合	1.25点																																						
1.00以上1.25未満の場合	1.00点																																						
0.75以上1.00未満の場合	0.75点																																						
0.50以上0.75未満の場合	0.50点																																						
0.50未満の場合	0.25点																																						

別表 11 工事に適用される追加資格

技術評価項目	留意事項等																						
工事に適用される追加資格	<p>【資格の種類】</p> <table border="1" data-bbox="469 387 1465 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 387 831 421">工事の種類</th> <th data-bbox="831 387 1465 421">資格の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 421 831 454">舗装工事</td> <td data-bbox="831 421 1465 454">一級舗装施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 454 831 488">地すべり防止工事</td> <td data-bbox="831 454 1465 488">地すべり防止工事士</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 488 831 521">漁港工事</td> <td data-bbox="831 488 1465 521">水産工学士（水産土木部門）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 521 831 555">PC工事</td> <td data-bbox="831 521 1465 555">プレストレストコンクリート技士（PC技士）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 555 831 589">植生工事</td> <td data-bbox="831 555 1465 589">一級植生施工管理技士</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 589 831 622">海上工事</td> <td data-bbox="831 589 1465 622">海上工事施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 622 831 656">空港工事</td> <td data-bbox="831 622 1465 656">空港工事施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 656 831 689">法面保護工</td> <td data-bbox="831 656 1465 689">のり面施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 689 831 723">グラウンドアンカー工</td> <td data-bbox="831 689 1465 723">グラウンドアンカー施工士</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 723 831 730">鋼橋上部工事 等</td> <td data-bbox="831 723 1465 730">溶接管理技術者</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	資格の種類	舗装工事	一級舗装施工管理技術者	地すべり防止工事	地すべり防止工事士	漁港工事	水産工学士（水産土木部門）	PC工事	プレストレストコンクリート技士（PC技士）	植生工事	一級植生施工管理技士	海上工事	海上工事施工管理技術者	空港工事	空港工事施工管理技術者	法面保護工	のり面施工管理技術者	グラウンドアンカー工	グラウンドアンカー施工士	鋼橋上部工事 等	溶接管理技術者
工事の種類	資格の種類																						
舗装工事	一級舗装施工管理技術者																						
地すべり防止工事	地すべり防止工事士																						
漁港工事	水産工学士（水産土木部門）																						
PC工事	プレストレストコンクリート技士（PC技士）																						
植生工事	一級植生施工管理技士																						
海上工事	海上工事施工管理技術者																						
空港工事	空港工事施工管理技術者																						
法面保護工	のり面施工管理技術者																						
グラウンドアンカー工	グラウンドアンカー施工士																						
鋼橋上部工事 等	溶接管理技術者																						

別表 1 2 主任(監理)技術者の継続教育

技術評価項目	留意事項等																													
CPDの証明あり(評価単位以上取得)	<p data-bbox="400 338 635 367">【評価対象の種類】</p> <p data-bbox="400 387 1158 416">・評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="405 432 1506 864"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 432 703 591" rowspan="2">団体名</th> <th colspan="5" data-bbox="703 432 1506 490">評価単位</th> </tr> <tr> <th data-bbox="703 490 858 591">1年間 (R5.4.1～ R6.3.31)</th> <th data-bbox="858 490 1013 591">2年間 (R4.4.1～ R6.3.31)</th> <th data-bbox="1013 490 1168 591">3年間 (R3.4.1～ R6.3.31)</th> <th data-bbox="1168 490 1323 591">4年間 (R2.4.1～ R6.3.31)</th> <th data-bbox="1323 490 1506 591">5年間 (H31.4.1～ R6.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 591 703 680">(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td data-bbox="703 591 858 680">20 ユニット 以上</td> <td data-bbox="858 591 1013 680">30 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1013 591 1168 680">40 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1168 591 1323 680">50 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1323 591 1506 680">60 ユニット 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 680 703 770">(公社)土木学会</td> <td data-bbox="703 680 858 770">50 単位 以上</td> <td data-bbox="858 680 1013 770">—</td> <td data-bbox="1013 680 1168 770">—</td> <td data-bbox="1168 680 1323 770">—</td> <td data-bbox="1323 680 1506 770">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 770 703 864">(公社)日本技術士会</td> <td data-bbox="703 770 858 864">50 CPD時間 以上</td> <td data-bbox="858 770 1013 864">—</td> <td data-bbox="1013 770 1168 864">100 CPD時間 以上</td> <td data-bbox="1168 770 1323 864">—</td> <td data-bbox="1323 770 1506 864">—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="400 882 544 911">【評価基準】</p> <p data-bbox="432 927 1198 956">(ア)配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。</p> <p data-bbox="432 978 963 1008">(イ)評価する単位は上表のとおりとする。</p> <p data-bbox="432 1030 1315 1059">(ウ)評価単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。 (公告日が令和6年度の場合、令和6年3月31日迄の1年間とする。)</p> <p data-bbox="432 1133 1394 1216">(エ)評価単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。</p> <p data-bbox="432 1238 1059 1267">(2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)</p> <p data-bbox="432 1290 900 1319">※継続教育取得単位緩和の特例措置</p>	団体名	評価単位					1年間 (R5.4.1～ R6.3.31)	2年間 (R4.4.1～ R6.3.31)	3年間 (R3.4.1～ R6.3.31)	4年間 (R2.4.1～ R6.3.31)	5年間 (H31.4.1～ R6.3.31)	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	40 ユニット 以上	50 ユニット 以上	60 ユニット 以上	(公社)土木学会	50 単位 以上	—	—	—	—	(公社)日本技術士会	50 CPD時間 以上	—	100 CPD時間 以上	—	—
団体名	評価単位																													
	1年間 (R5.4.1～ R6.3.31)	2年間 (R4.4.1～ R6.3.31)	3年間 (R3.4.1～ R6.3.31)	4年間 (R2.4.1～ R6.3.31)	5年間 (H31.4.1～ R6.3.31)																									
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	40 ユニット 以上	50 ユニット 以上	60 ユニット 以上																									
(公社)土木学会	50 単位 以上	—	—	—	—																									
(公社)日本技術士会	50 CPD時間 以上	—	100 CPD時間 以上	—	—																									

## 別表13 企業の施工能力

技術評価項目	留意事項等
建設管理部工事優良企業表彰	<p>【評価対象】 過去2年間の札幌建設管理部工事優良企業表彰（一般土木（舗装）工事を除く）を評価する。</p> <p>【評価期間】 過去2年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、2年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間 （公告日が令和6年度の場合、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間）</p> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>札幌建設管理部において年1回適用（落札するまで）できる。 （年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。） （公告日が令和6年度の場合、令和6年4月1日から令和7年3月31日の公告工事で1回限り。）</li><li>ガイドライン Ⅲ-3-2-2（2）工事等優秀者表彰標準項目の「ウ評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする。（P27（2）ウ参照）</li></ul>

別表14 地域での選択項目(その他)

技術評価項目	留意事項等
<p>その他 (人材育成への取組)</p>	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成(技術者の育成)」の審査において評価された企業。</li> <li>※(技術者の技術力向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格取得など技術力の向上を目指す職員をサポートした企業)</li> <li>・北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成(技術者の育成)」と同等の取組を行った実績のある企業。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <p>令和5年4月1日から当該年申請直近までの実績とする。</p> <p>【その他】</p> <p>実施内容が客観的に判断できる資料の写しを提出すること。 (開催案内、領収書など)</p>



別表 15 地域での選択項目(地域の安全・安心貢献度)

技術評価項目	留意事項等
<p>公共土木施設の維持管理の実績</p> <p>(※建設管理部との実績のみ評価する)</p>	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該建設管理部との道路又は河川等の公共土木施設維持管理業務・維持補修業務・除雪業務等の契約実績を評価対象とする。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務については、過去5年間にわたる実績を評価する。</li> <li>・過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に契約を締結した工事・業務の実績として設定する。(公告日が令和6年度の場合、平成31年4月1日～令和6年3月31日の期間とする。)</li> </ul> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設の維持管理は、過去5年間に毎年実施した場合の実績を評価する。</li> <li>・施工計画審査タイプⅠ型については、全道枠の工事のため適用しない。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者には、実施内容及び実施時期について客観的に判断できる資料(契約書の写しなど)の提出を求める。</li> </ul>